環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

水銀による地球規模の環境汚染と健康被害を防止するための「水銀に関する水俣条約」が、2013 年 10 月、熊本市・水俣市で開催された外交会議において採択された。日本は、水俣病の経験国として積極的に条約交渉に参加し、外交会議においては、議長国を務め、同条約に署名している。

同条約は、50 カ国の締結後 90 日で発効することとされ、国連環境計画(UN EP)は 2015~2016年の条約発効を目指している。条約交渉をリードしてきた我が国としては、条約の早期発効に向けた途上国支援(我が国の対策手法の国際展開)や、国内での条約担保の着実な実施が重要となる。

2. 事業計画 (業務内容)

3 我が国水銀対策手法の国際展開

水銀使用量の多い途上国を中心とする国際的な水銀対策の推進に貢献するため、我が国の水銀管理技術・手法の国際展開を図る。

具体的には、以下を実施。

- ① 我が国の水銀管理技術の海外での実施に関する実現可能性調査 (F/S 調査) をモデル事業として対象国を拡充して実施、
- ② 我が国の水銀対策の経験に加え、人力小規模金採掘(ASGM)への対策な ど、我が国に知見が不足している分野についても情報収集を進め、様々 な途上国の要請への対応を強化

○ 水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討

水俣条約採択後も引き続き、①条約発効後すぐに採択することとされている「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行」(BAT/BEP)等に関する各種ガイドライン、ガイダンスの具体的な内容、②その他条約の具体的な運用のためのルール作りについて国際交渉が継続する見込みである。

これらの議論に際して我が国から積極的に提案を行うべく、所要の調査・ 検討を行う。また、併せて我が国の水俣条約締結に向けて、国内担保措置を 着実に実施する。

〇 国際的な水銀測定・濃度予測の推進

経済成長が著しいアジア太平洋地域からの水銀の大気への排出は、世界の約5割を占め、我が国への影響も懸念される。このため、アジア地域を中心に以下を実施。

- ① 我が国における水銀バックグラウンド濃度の高精度の監視とアジア太平 洋地域における共同モニタリングプロジェクトへの貢献の強化、
- ② 将来におけるアジア太平洋地域での水銀の排出量及び環境中濃度の推計及び排出削減対策の効果の予測

3. 施策の効果

本施策により、国際的には、①アジアをはじめとする途上国の「水俣条約」の締結の促進と条約の早期発効に貢献、②詳細な国際ルール作り等国際的な水銀対策の推進を図るとともに、国内においては、③条約制定から数年後に予想される条約発効に向けて、国内担保措置の準備を着実に進め、引き続き条約実施において国際的にリーダーシップを発揮する。



水銀に関する水俣条約実施推進事業

平成27年度予算(案)額 237百万円(176百万円) 支出予定先 民間団体等

- 〇平成25年10月、熊本市・水俣市において「水銀に関する水俣条約」が採択・署名。
- ○我が国は、水俣病の経験国として積極的に条約交渉に参加し、外交会議では議長国を努めるなど、 条約交渉をリード。
- 〇外交会議では環境大臣より、途上国支援や水俣からの発信を含むMOYAIイニシアティブを表明。 我が国の国内担保措置の検討を進めるとともに、今後も国際的なリーダーシップを取ることが重要。

水俣条約の早期発効と実施に向けた対応

水俣条約の早期発効とその実施による国際的な水銀対策の推進に貢献

- 1. 我が国水銀対策手法の国際展開 水銀管理技術の海外展開に関する実現可能性調査、水銀対策の知見の共有
- 2. 水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討 条約の具体的な運用のためのルール作りへの積極的参画や、国内担保措置の着実な実施
- 3. 国際的な水銀測定・濃度予測の推進 高精度のバックグラウンド濃度常時監視、環境中濃度の推計及び排出削減対策の効果の予測
- ※ 国際事業の対象国・内容を拡充。